

# 山口県報

令和元年  
9月10日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
保安林予定森林(光市) (森林整備課) .....  
道路の位置の指定(建築指導課) .....
- 公告  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課) .....



### 山口県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所  
光市大字浅江字辰ヶ浴一〇〇四五の一、字白石一〇一〇七の一、字石原一〇二二八の六、字オケ埜一〇七六五の一、字手ヶ迫一〇九二九の二、一〇九二九の二二、字北畑一〇三四の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百五十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六五〇の一、六五〇の五及び六五二の二	四・五 五・〇	四八・四	令和元 年、三〇



### (一〇三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字生野屋字亀崎及び字下垣内
- 二 開発許可を受けた者

令和元年九月十日  
印刷発行

下松市

発行人  
所

山口県知事  
庁